

「東京都建築安全マネジメント計画改定素案」についての意見募集結果

1 意見募集期間と意見提出の状況

- パブリックコメントの実施期間：令和8年2月17日(火曜日)から3月18日(水曜日)まで
- 意見提出人数：3名
- 意見提出件数：8件

2 主な意見と東京都の見解

番号	該当章	該当頁	意見の概要	東京都の見解
1	第3章	P.51	<p>P.51 第3章 推進すべき施策 5 社会状況の変化に対応した建築規制の見直し (2) 建築物のバリアフリー化の推進 ＜今後の取組＞</p> <p>「・バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例が適切に運用されるよう、」を 「・バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例が適切に運用され、すべての人にとって建築物の安全が図られるよう、」に修正。 理由：すべての人にとって安全な建築が目指されるべきである。障害のある人にとっては、少なくとも外から建物へアクセスする経路や建物内の移動経路がバリアフリーでないと安全とはいえない。また、バリアフリー法にある内容以外にも、障害のある人にとって必要となる安全対策があることに注目してほしい。例えば、車いすやベビーカーが勝手に走り出してしまうような床面のわずかな傾斜に対して注意喚起や対策がとられるなどが必要である。</p>	<p>いただいた御意見も踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「・バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例が適切に運用され、誰もが安全、安心、快適に利用できる建築物の整備が進むよう、都ホームページやパンフレットを活用して国土交通省や福祉局と情報の共有を図るとともに、必要に応じて区市や指定確認検査機関に対して、技術的助言等を行う。」</p>
2	第2章	P.5 P.12 P.53	<p>P.5 第2章 建築行政を取り巻く状況 1 建築行政に関する最近の主な動向 ■ 建築確認・検査 「建築行政の実効性の確保に受けて指定確認検査機関との連携の確立が急務である。」の部分 「都が実施する建築確認の件数が減少している中、都職員の技術力の維持が課題」の部分 P.12 第3章 推進すべき施策 1 建築物の設計・工事段階等における適法性の確保 ＜今後の取組＞ ① 確認審査事務の着実な実施 「研修への派遣等により職員の能力向上に取り組み、安定的な審査体制を構築」の部分 P.53 第4章 計画の推進に向けて 1 施策を推進するための体制づくり等 「確認件数のシェア低下により、職員が実務を経験する機会が減少しており」の部分</p> <p>建築基準法に基づく建築確認等の事務処理に求められるスキルを向上させるためには研修の受講では不十分であると思います。実際の審査や、申請代理人とのやり取りを数多くこなすことが不可欠ですので、指定確認検査機関に出向して学ぶことを提案します。この計画で、建築行政の実効性の確保に向けた急務策として掲げる「指定確認検査機関との連携体制の確立」のためにも、相互理解を深める意味も含めて有益な取組になると考えます。</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、P.54【1 施策を推進するための体制づくり等 (2)、②】では次のとおり記載しています。(抜粋) 「・国、関係機関、関係団体等と連携し、将来にわたり、建築物の設計・審査・検査等を担う人材の確保・育成を図るための方策を検討する。 【取組例】 ・特定行政庁、消防、指定確認検査機関等との人事交流</p>
3	第3章	P.12	<p>P.12 第3章 推進すべき施策 1 建築物の設計・工事段階等における適法性の確保 ＜今後の取組＞ ① 確認審査事務の着実な実施 「法第6条第1項第二号に該当する建築物となるものの・・・を行う。」の部分</p> <p>旧四号特例廃止による最も大きな混乱は、木造2階建ての住宅に関する法手続であると考えます。それは、木造2階建てが、新築物件の大半を占めることと、その設計を担う建築士等が法規を十分に理解していない傾向にあるためです。このため、「新二号建築物に係る確認審査を迅速かつ的確に行う」だけでなく、とりわけ木造2階建ての法手続が難航しないように建築士等を支援することを今後の取組として掲げるとよいと考えます。</p>	<p>P.21【1 建築物の設計・工事段階等における適法性の確保 (4)、②】では次のとおり記載しています。 「・関係法令が適切に運用されるよう、技術的助言や運用基準等を整備し、建築士向けの講習会やホームページへの掲載等を通じて、建築士法や建築安全条例、建築基準法の運用基準等の周知・徹底を図る。」</p>
4		該当頁記載なし	<p>・高齢者など歩行の不安定な人にとってビル風は転倒による負傷、場合には死亡事故をもたらす大変危険なバリアです。建物周辺での歩行者の安全性を確保するための明確な数値基準を定める歩行者安全確保条項を新たに設定する必要があります。</p> <p>・今では世界の都市に広がりがつづける、ロンドン発のMicroclimate Guidelines―道路など公共施設での、季節レベルでの風・日光・温度・湿度といった局所的気候の快適化ガイドラインに倣った建物からも規定を設けるべきである。</p> <p>・強風が地上に与える影響を軽減することは、東京都のセーフシティの基礎であり、国土交通省が目指すウォークアブルシティの徒歩や自転車の利用推進の大前提でもあるので、建物の大きさ・形状・高さの規定が必須である。</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>
5		該当頁記載なし	<p>・消防車が入れない密集地を制限するのと同じく、ハシゴ車の届かない建物を制限する絶対高さ制限を全ての建物に導入する必要があります。</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>
6		該当頁記載なし	<p>・一定規模以上の建物については、建設から修繕、解体まで何か事故が起きてもその敷地内で済み、公開空地を含む周辺への落下物の危険が無く行える様な建物の位置・規模規制の新設が必要です。</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>
7		該当頁記載なし	<p>・総合設計や高度利用地区の指定によって容積緩和を受ける超高層マンションは、落下物による危険性の大きい高さの平方根の1/2の範囲は、建物の低層部を広げるか植樹帯を設ける等、落下物に対する安全配慮により、その範囲は歩行者を通さない設計にしなければならない(総合設計許可要綱(6)外壁面の後退・公開空地の危険防止)。</p> <p>一方、これらの緩和を受けずに建設する場合には、建築基準法にはこの様な歩行者に対する安全配慮の規定がないので、全く同じ高さ・容積の建物が、前述の周辺歩行者への安全対策なしに建設されています。</p> <p>歩行者の安全確保のため、安全側に立った規制の新設を求めます。</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>
8		該当頁記載なし	<p>・各項目の根拠の客観的指標とその定義、妥当性を裏付ける研究結果を示す資料論文を明らかにして「科学的なデータ分析によるエビデンス(証拠)」に基づいた政策EBPMであることを明確にすべきである。</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>

※ 必要に応じて、誤字脱字の修正や個人情報など公表することが不適切と認められる箇所の削除を行っています。